

現行条例上の目的外利用・提供に関する類型の整理

1 改正法における目的外利用・提供の概要

(1) 目的外利用及び提供の制限

行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法第 69 条第 1 項）としている。

なお、「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むが、実際に利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならない。

（ガイドライン 5-5-1）

※ 「法令等に基づく場合」の該当し得る法令の例は事務対応ガイド 4-5-1のとおり

(2) 目的外利用及び提供の制限の例外

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除いて、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる（法第 69 条第 2 項）としている。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。（事務対応ガイド 4-2-1 (3)）

【目的外利用・提供の例外】

- 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 行政機関が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、相当の理由があるとき
- 他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

2 改正法施行に伴い対応が必要な事項

改正法の施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用については、改正法の施行後においては、改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要があるとしている。（ガイドライン 9-4）

現行条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づいて審議会に諮問し、審議会答申第 2 号（平成 18 年 3 月 31 日）及び審議会答申第 16 号（平成 26 年 7 月 31 日）により類型化したものについては、改正法の規定に従い適切な取扱いを確保する。なお、答申に基づく利用・提供でなくなることから、審議会への実績の報告も不要とする。

○ 以下の類型については「改正法における主な取扱い」欄のとおり整理する。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、その旨を個人情報ファイル簿又は個人情報取扱事務目録に明記し、利用目的に設定することとする。

	類型	改正法における主な取扱い
1	<p>栄典、表彰等の選考</p> <p>栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法第 69 条第 2 項第 4 号「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当</p>
2	<p>研究、統計資料作成</p> <p>専ら学術研究又は統計資料作成のために、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p> <p>この場合、原則として、特定の個人が識別されない形式で利用し、又は提供するものとする。ただし、特定の個人の識別ができなければ学術研究等の目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、識別性を有する形式で利用し又は提供することができるものとするが、統計資料作成後は速やかに個人情報を識別できない形式で取り扱うものとする</p>	<p>法第 69 条第 2 項第 4 号「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」に該当</p>
3	<p>案内状等の送付</p> <p>挨拶状、会議等の案内等を送付するために個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>原則的に利用目的に設定することで対応可能</p> <p>例外的に法第 69 条第 2 項第 2 号「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に該当</p>
4	<p>アンケート対象者の抽出</p> <p>アンケート調査や実態調査等を行うときに、対象者を選定するため、個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供したりする場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>住民基本台帳情報については利用目的に設定することで対応可能</p> <p>その他の情報を用いた臨時的なものについては法第 69 条第 2 項第 2 号「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に該当</p>

5	<p>報道機関への提供</p> <p>報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、市民等に知らせることに個人情報保護の利益を上回る利益を有し、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>第 69 条第 2 項第 4 号「特別の理由があるとき」に該当</p>
6	<p>弁護士法の規定に基づく提供</p> <p>弁護士法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>法第 69 条第 1 項本文「法令に基づく場合」に該当</p>
7	<p>訴訟資料の裁判所への提出</p> <p>争訟の当事者等である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>民事訴訟法第 223 条第 1 項に基づく提供義務等、法令に基づき裁判所から求められたとき</p> <p>→法第 69 条第 1 項本文「法令に基づく場合」に該当</p> <p>訴訟追行のために必要な場合に保有個人情報を裁判所へ提出するとき</p> <p>→第 69 条第 2 項第 4 号「特別の理由があるとき」に該当</p>